■ 中核市って何？

全国には、人口1,000人に満たない村から100万人を超える大都市まで1,718の市町村があります。これらの市町村は法律などに基づき、ほとんど同じような事務を行っています。一方で、市町村の規模により、地域において果たすべき役割や抱える課題は異なります。政令指定都市以外で、人口20万人以上の要件を満たす都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度です。

府内で中核市になっているのは、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市の５市です。

◆ 全国の中核市一覧（54市）

平成30年（2018年）４月１日現在

函館市(31)	旭川市(36)	青森市(31)	八戸市(23)	盛岡市(30)
秋田市(31)	福島市(29)	郡山市(33)	いわき市(36)	宇都宮市(43)
前橋市(32)	高崎市(36)	川越市(33)	川口市(58)	越谷市(33)
船橋市(55)	柏市(38)	八王子市(58)	横須賀市(43)	富山市(42)
金沢市(44)	長野市(36)	岐阜市(41)	豊橋市(35)	岡崎市(34)
豊田市(34)	大津市(32)	豊中市(39)	高槻市(36)	枚方市(41)
八尾市(27)	東大阪市(52)	姫路市(45)	尼崎市(46)	明石市(29)
西宮市(47)	奈良市(37)	和歌山市(39)	鳥取市(19)	松江市(21)
倉敷市(43)	呉市(24)	福山市(37)	下関市(30)	高松市(33)
松山市(46)	高知市(32)	久留米市(31)	長崎市(44)	佐世保市(26)
大分市(43)	宮崎市(30)	鹿児島市(54)	那覇市(32)	

かっこ内の数字は人口(単位:万人)(吹田市は約37万人)

◆ 近畿の中核市及び政令指定都市

吹田市　中核市

検　索

■ 中核市移行による効果

これまで広域自治体である府が実施してきた様々な事務を、市民に最も身近な基礎自治体である市が実施することにより、大きく次の３つの効果を生み出し、市民サービスの一層の向上を図ります。

1　地域の保健衛生の推進

①総合的な保健サービスの提供

市が保健所を設置して保健センターと両方の機能を併せ持つことにより、母子保健に関する相談窓口、療育支援を一元化するなど、相談体制の充実、強化を図ります。

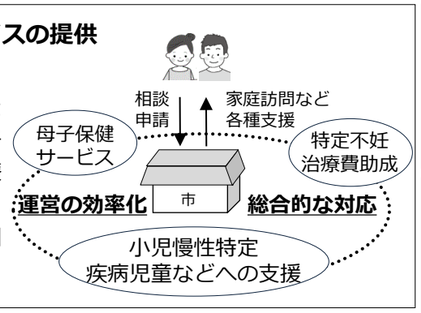

②きめ細かな地域保健、健康づくり施策の推進

医師、薬剤師、獣医師、精神保健福祉士などの知識・能力を生かし、健康増進、母子保健などに関する業務をより効果的に実施します。更に、全てのライフステージにおいて健康づくりのサポートを市が行います。

③安心、安全で地域の実情に応じた医療の推進や公衆衛生の向上

病院、診療所、薬局、飲食店、公衆浴場などの許認可業務をはじめとする監視・指導行政を市が自ら計画、実施することで、市全体の医療の推進や公衆衛生の向上を図ります。

④健康危機管理への迅速な対応

健康危機管理に関する情報について、国などから直接入手できるようになることにより、感染症発生時の初動体制の確保や情報伝達の迅速化を図り、平時の監視や予防対策を強化します。

⑤健康・医療のまちづくりの推進

保健所の権限・専門性を獲得することで、これまで以上に「健康・医療のまちづくり」を推進し、健康寿命の延伸につなげます。

2　行政サービスの効率化・迅速化

①身体障がい者手帳の交付

諮問が必要となる申請の審査を市で行うため、今まで必要とされた時間が短縮されます。それにより、早く手帳交付ができるようになり、必要な福祉サービスも早く利用できるようになります。

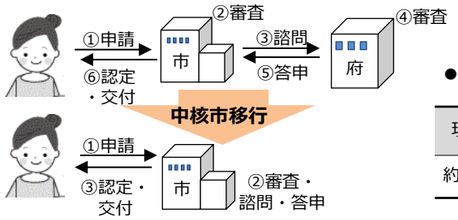

●交付に要する時間
※諮問を要する場合

現　在	中核市移行後
約３か月	約２か月

②母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けなど

ひとり親家庭に対する修学資金などの貸付けについて、市が全ての事務を行うことで、受付から貸付けまでの時間の短縮を図ります。また、就職が困難になっている世帯に対し、ひとり親家庭の親や子供の就業支援を行うとともに、一人ひとりに寄り添った支援をめざします。

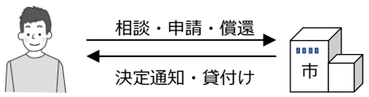

●申請から貸付に要する時間

現　在	中核市移行後
約２～３か月	約１か月

3　特色あるまちづくりの推進

①民生委員の定数決定

民生委員の定数を、市の条例で定めることができます。地域の実情をより正確に把握しながら適正な配置を行うことで、よりきめ細かな支援体制を構築し、更なる社会福祉の増進をめざします。

②屋外広告物についての許可・指導

本市の景観まちづくり計画との整合を図った条例の制定により、許可区域や屋外広告物の表示方法などの許可基準を地域の特性に応じて定め、きめ細かな規制・指導を行います。

③市立小・中学校の教職員の研修

市立小・中学校の教職員の研修を市で企画し、市内で実施することになり、教職経験や市の実情、教育課題などに合わせた独自の計画による研修を実施します。また、移動時間を縮減し、教職員が児童・生徒と向き合う時間を創出したり、授業の教材研究に充てたりします。

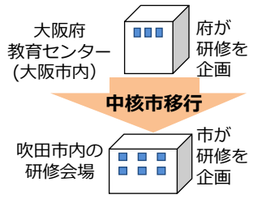

	現　在	中核市移行後
研修会場までの移動に要する時間（往復）	約３時間	約１時間
本市で実施する講座数（年間）	約200講座	約400講座

■ 中核市になったら何が変わるの？

中核市になると、府が行っている事務の内、新たに約2,500の事務を市が担うことになります。これにより、市民に身近なところで行政を行うことができるようになり、きめ細かな対応が可能となります。

部門	中核市が担う主な権限・事務
保健衛生	●感染症対策、難病に関する相談支援 ●食中毒への対応、食品衛生に関する啓発 ●飲食店、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可 ●診療所、助産所の開設許可 ●理容所、美容所、クリーニング所の開設届の受理、指導
福祉	●民生委員の定数決定 ●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け
環境保全	●産業廃棄物処理業の新規・更新の許可や指導監督 ●産業廃棄物処理施設の設置・変更の許可や指導監督
都市計画	●屋外広告物についての許可・指導
教育	●市立小・中学校の教職員の研修

■ 市が新たに行う事務に必要なお金は？

平成28年度（2016年度）決算額を基に試算したところ、中核市移行に伴い、事業費や人件費などで約11億６千万円の歳出の増加と、普通交付税の増加などで約２億６千万円の歳入の増加が見込まれ、中核市移行に伴う歳出と歳入の差引影響額は約９億円と見込んでいます。

この差引影響額につきましては、臨時財政対策債（地方債）の発行などで対応することを想定しています。臨時財政対策債は、その元利償還金相当額が後年度の普通交付税で措置されますが、市の収入状況によっては、必ずしも措置された額の交付を受けるとは限らないことから、その発行はできる限り抑制します。

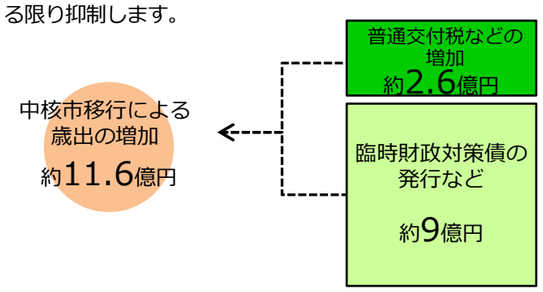

中核市移行により市民の税金や公共料金が上がることはありません

予定スケジュール

平成30年（2018年）

- 5月：中核市移行基本計画（案）の策定
- 5月～6月：パブリックコメント 5/15(火)～6/26(火)
- 6月：意見交換会 6/11(月)・6/24(日)

- 7月：中核市移行基本計画の公表

平成31年（2019年）

- 1月：総務省ヒアリング
- 2月：市議会へ中核市指定の申出の議案を提出
- 3月：市議会での審議
- 4月：府知事へ中核市指定の申出に対する同意を申入れ

- 5月：府議会での審議
- 6月：府知事から中核市指定の申出に対する同意
- 8月：総務大臣へ中核市指定を申出

- 9月：中核市指定の閣議決定・政令公布

- 10月：市議会へ中核市関連条例の議案を提出

平成32年（2020年）

- 1月
- 2月

- 3月
- 4月：中核市へ移行